

大山町文化歴史資産を活用したサイクルツーリズム推進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大山町内で文化歴史資産を活用したサイクルツーリズムを推進しようとする個人又は団体等の事業の実施を支援することにより、サイクリスト等の誘客による経済の循環と町内事業者の所得向上を図るため、大山町文化歴史資産を活用したサイクルツーリズム推進事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関し、大山町補助金等交付規則（平成17年大山町規則第46号。以下「規則」という。）に定めるほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) サイクルツーリズム 自転車を活用して地域の魅力を引き出す観光
- (2) 自転車 日本工業規格〔JIS〕D9111：2016（自転車一分類、用語及び諸元）表1に適合したもののうち、一般用自転車（スポーティ車）、スポーツ専用自転車、電動アシスト自転車、特殊自転車（タンデム車）に分類されるものをいう。ただし電動アシスト自転車はノーマルモードでの補助走行距離がカタログ値で50km以上のものに限る。
- (3) 電動アシスト自転車 道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第1条の3に定める基準を備えたものをいう。
- (4) 防犯登録 自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律（昭和55年法律第87号）第12条第3項に規定する防犯登録をいう。
- (5) 自転車安全整備 公益財団法人日本交通管理技術協会が定める自転車安全整備制度に基づく自転車安全整備士による整備をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号の要件を全て満たす者とする。

- (1) 別表1に掲げる事業所を大山町内に有する法人若しくは団体又は町内に住所を有する個人
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項及び第5項に規定する営業を行う事業者でないこと。
- (3) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）と密接につながりがあると認められる者でないこと。

(補助対象事業及び補助対象経費等)

第4条 補助金の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）及び補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表2に掲げるもののうち、第1条の趣旨に沿うものとして認められるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる経費は、補助対象経費としない。

- (1) 第2条第2号に該当しない自転車並びに中古及びインターネットによる購入等、メーカー保証がつかない自転車の購入に係る経費
- (2) 自転車の貸し出しやガイドツアーの受付及び手配を行う者の人件費や通信費等、恒常的な支出経費

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内の額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額）とし、1事業者あたり50万円を限度とする。

2 補助金の対象となる期間は、令和2年8月1日から令和3年2月28日までとする。

(補助金交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「補助事業者」という。）は、補助金交付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第2号）

- (2) 収支予算書（様式第3号）
- (3) 納税確認同意書（様式第4号）
- (4) 誓約書（様式第5号）
- (5) 補助対象経費の積算根拠となる資料（見積書の写し等）
- (6) その他町長が必要と認める書類

（補助金交付決定等）

- 第7条 町長は、前条の規定による補助金の交付申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、補助金交付決定通知書（様式第6号）により補助事業者に通知するものとする。
- 2 町長は、前項の補助金の交付を決定する場合には、補助金の交付の目的を達成するために必要な条件を付すことができるものとする。

（申請事項の変更承認）

- 第8条 補助事業者は、補助金交付決定通知を受けた後、補助金の申請事項を変更しようとするときは、変更承認申請書（様式第7号）に次の各号に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。
- (1) 変更後の事業計画書（様式第2号）
 - (2) 変更後の収支予算書（様式第3号）
 - (3) 補助対象経費の変更に係る積算根拠となる資料（見積書の写し等）
 - (4) その他町長が必要と認める書類
- 2 町長は、前項の規定による申請があったときは、速やかに審査し、申請事項の変更を承認したときは、変更承認通知書（様式第8号）により、補助事業者に通知するものとする。

（実績報告）

- 第9条 規則第18条の規定による実績報告は、補助事業完了後30日以内又は交付決定を受けた年度の末日のいずれか早い日までに、補助金実績報告書（様式第9号）に次に掲げる書類を添えて行わなければならない。
- (1) 事業実績書（様式第2号）
 - (2) 収支決算書（様式第3号）
 - (3) 領収書等の写し又は支払を証明する書類
 - (4) 事業の実施状況が確認できる写真及び書類
 - (5) その他町長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

- 第10条 町長は、前条の規定による報告を受けた場合は、書類の審査及び必要に応じて行う現地調査により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するか否かを調査し、適合すると認めるときは、補助金の交付額を確定し、補助金交付額確定通知書（様式第10号）により補助事業者に対して速やかに通知するものとする。

（補助金の交付）

- 第11条 町長は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後、補助事業者から提出される補助金請求書に基づき、補助金を交付するものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、町長が補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、補助金の交付決定金額の範囲内において、補助金を概算払により交付することができる。
- 3 前項に規定する概算払を受けようとする補助事業者は、補助金概算払請求書を町長に提出しなければならない。

（補助金の返還等）

- 第12条 補助事業者が次の各号のいずれかに該当したときは、町長は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、当該補助金の全部又は一部を返還させることができる。ただし、天災地変その他補助金の交付の決定後生じた事情の変更により町長が特にやむを得ない理由があると認めた場合は、この限りでない。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) 補助金の交付に関し虚偽の申請又は不正の行為があったとき。
- (3) 補助金の対象となった自転車を補助金の交付を受けた年度及びその終了後4年以内に処分したとき。
- (4) その他町長が特に適当でないと認めたとき。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が定める。

- 2 この要綱の実施については、大山町町税等の滞納に対する行政サービス等の制限措置に関する条例(平成25年大山町条例第31号)を適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和2年8月1日から施行する。

(要綱の失効)

- 2 この要綱は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。

別表1（第3条関係）

区分	要件
所在地	<ul style="list-style-type: none"> ・大山町内に所在していること。 ・鳥取県又は大山町が認める既存のサイクリングルートに沿線に所在している等、サイクリストの利用が見込まれる立地であること。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・休業日等である場合を除き、その利用形態及び事業内容に関わらず、日常的に使用されている。 ・マップやパンフレットを配架する棚やラック等、サイクリングに関する情報提供を行うスペースがある。 ・サイクリスト同士が交流できるスペースがある。 ・自転車を保管・整備するスペースがある。ただし野ざらしは不可。 ・鳥取県版サイクリスト支援体制「ダイジョウブシステム」のうちコグステーション（拠点施設）、サイクルカフェ（飲食店）、サイクルポート（コンビニエンスストア）のいずれかに登録されている又は登録申請を行っている。

別表2（第4条関係）

補助対象事業	補助対象経費	補助率及び 交付上限額
小規模拠点 整備事業	(1) 次に掲げる物品の購入に係る経費 ア 第2条第2号に掲げる自転車(防犯登録、自転車安全整備がされているもので、未使用のもの) イ 自転車附属物品(電動アシスト自転車用予備バッテリー、ライト、ヘルメット、盗難防止用品、ドリンクホルダー、スタンド等) ウ 工具 エ 空気入れ オ バイシクルラック カ ロッカー (2) 事業所に自転車保管場所を設置するのに要する経費	補助対象経費の 1/2 以内 交付上限額 50 万円
サイクリスト 誘客促進 事業	(1) 町内の文化歴史資産を活用したサイクリングツアーの造成及びモニターツアーの実施に係る経費 (2) サイクリングツアーガイドの養成に係る経費 (3) 町内のサイクリストと連携して取り組むイベント等の実施及び準備等に係る経費	